

福岡県外部評価実施要領

第1 目的

行政評価について事業の評価過程における一層の透明性や客観性を確保すると共に、各事業の改善を図るため、福岡県行政改革審議会（以下「審議会」という。）による外部評価を行う。

第2 対象

外部評価の対象は、当該年度における行政評価対象事業（政策事前評価対象事業を除く。）から、以下に掲げる事項を考慮して審議会において選定する。なお、選定に当たっては事業分野ごとの均衡に留意する。また、関連する事業は一括して選定する。

- (1) 事業費の高いもの
- (2) 事業の県民へ与える影響が大きいと考えられるもの
- (3) その他審議会が必要と考えるもの

第3 実施時期

外部評価は、予算案策定作業前に実施する。

第4 観点

審議会の委員は、各事業の改善等を図るため、主に以下の観点から意見を述べる。

- (1) 事業の有効性
 - ・事業内容は、目標の達成に寄与するものとなっているか。
 - ・事業効果を高めるための取組（連携、PR等）が十分になされているか。
- (2) 事業の効率性
 - ・一層の効率化に向けて実施手法の工夫はしているか。
 - ・経費の効率化のために具体的な取組はなされているか。
- (3) 評価内容のわかりやすさ
 - ・有効性、効率性等についての分析・評価がわかりやすく記述されているか。
 - ・事業の成果や評価の根拠について、わかりやすく記述されているか。

第5 公表

外部評価における意見は、速やかに公表する。

第6 意見の活用

外部評価における意見は、これを今後の事業展開に反映させることができるよう各事業部局において検討する。また、検討結果は、公表する。

第7 実施方法の見直し

外部評価の実施方法は、審議会の意見を踏まえながら、適宜見直しを行う。